

第 67 期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づくインターネット開示事項

I. 事業報告の「7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」	1
II. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」	4
III. 連結計算書類の「連結注記表」	5
IV. 計算書類の「株主資本等変動計算書」	15
V. 計算書類の「個別注記表」	16

日本興業株式会社

当社は、株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記事項につきましては、法令および当社定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nihon-kogyo.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

I. 事業報告の「7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会が法令・定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務の遂行を監督するとともに、取締役会には監査役全員が、経営推進会議には常勤監査役が出席することにより、意思決定の適法性を確保しております。加えて、内部監査部門である監査室が、当社各事業所において、会計監査および業務監査を行っております。

また、「日本興業グループ企業行動指針」を定め、日本興業グループ役職員のコンプライアンスに対する意識向上を図るとともに、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを明文化し周知徹底に努めるほか、不当要求に対しても所轄の警察署や顧問弁護士などの関係機関と連携し、組織的かつ速やかに対処いたします。

さらに、社内通報制度「NIKKO コンプライアンスサポートネットワーク」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合は日本興業グループ役職員から直接社内窓口に通報できる体制を設け、不正行為の早期発見と迅速な是正に努めるとともに、「コンプライアンス委員会」により、継続的な啓蒙活動を通じて日本興業グループ全般のコンプライアンスの強化・推進を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要書類は法令および社内規程に基づき、主管部署が責任をもって保存・管理しております。なお、決裁書その他重要書類は、監査役の要求がある場合に加え、定期的に監査役の閲覧に供されております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営推進会議で定められた方針に基づき、品質・安全・環境・製造物責任およびコンプライアンスについてはそれぞれ該当する委員会や主管部署を設置して日本興業グループ全般のリスク管理を行い、他のリスクに関しては各担当部署および各子会社において業務上のリスクを認識し、リスクの対応策を講じております。

また、「危機管理マニュアル」を策定し、日本興業グループの役職員に周知徹底させることで、リスクの発生防止に努めるとともに、重大なリスクが発生した場合は緊急対策本部を設置し、迅速・適確な対応を図っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を少人数で構成し、毎月1回これを開催することにより、経営に関する迅速な意思決定を図るほか、執行役員制を導入し、適確かつ迅速な業務執行を行っております。さらに、取締役会の効率性を確保するため、原則として取締役および執行役員により構成される経営推進会議において、常勤監査役が出席し、十分な事前審議を行っております。

⑤ 日本興業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「理念・実践」や「行動指針」等に示される基本的な考え方をグループ全体で共有するとともに、子会社の重要な意思決定についてはその自主性を尊重しつつ、適切に関与・協議を行い、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行っております。

さらに、当社は、子会社より業務執行に関する重要な情報について適宜報告を受け、業務執行の適正性を確保するほか、当社内部監査部門である監査室による監査や当社監査役・会計監査人による監査を通してグループの適法性を確保しております。

日本興業グループのコンプライアンスについては、「コンプライアンス委員会」が統括・推進するほか、当社の主要事業所や子会社にコンプライアンス責任者を置き、コーポレートガバナンスの維持・強化を図っております。

⑥監査役がその業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、監査業務を円滑に遂行するための補助使用人を取締役等に要請した場合、取締役等は監査役と協議し、補助使用人を置きます。当該使用人には、監査役からの指示のもと、監査役補助業務の遂行に必要な権限を付与します。

当該使用人の専任・兼任の別や異動等人事事項に係る決定については、監査役の同意を要します。

⑦取締役、執行役員及び使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社の取締役および子会社の代表取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他会社の経営上重要な影響を及ぼす事実を発見したときは、「危機管理マニュアル」に定める経路により、常勤監査役に報告するとともに、さらにその体制の整備を図ります。

また、監査役は重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会には監査役全員が、経営推進会議には常勤監査役が出席するほか、監査役監査や決裁書等の重要文書閲覧の際には、必要に応じて担当者にその説明を求めております。加えて、子会社往査等を通じて子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

内部監査部門である監査室は、当社および子会社への会計監査および業務監査を行っており、監査結果はその都度、代表取締役および監査役に報告します。

さらに、社内通報制度「NIKKO コンプライアンスサポートネットワーク」は、子会社の役員、従業員も利用可能であり、受付窓口は、通報者の個人情報等に配慮したうえで、その通報内容等を当社の代表取締役および常勤監査役へ報告します。なお、監査役へこれらの報告を行った役員、従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止しております。

⑧監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払や支出した費用の償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、その費用等を負担します。

⑨その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会計監査人が実施した定期的な会計監査の説明を受けて情報交換を行うほか、常勤監査役は会計監査人が実施する各事業所への監査に立会うなど、会計監査人と連携・協調を図り、監査の充実に努めております。

(2) 当該体制の運用状況の概要

当社は、2015年4月24日開催の取締役会におきまして、当該体制の一部改正を決議し、上記(1)に記載の体制といたしました。また、当社は、当社グループも含め上記に記載の体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役会を13回開催し、法令・定款に基づき経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しました。
- ・経営推進会議を12回開催し、常勤監査役出席のもと取締役会の効率性を確保するために取締役会付議事項の事前審議・論点整理等を行いました。また、同会議ならびに関係会社社長会において、当社の子会社の業務執行に関する報告・審議を行いました。
- ・コンプライアンス委員会を2回開催し、当社グループ（当社および子会社）におけるコンプライアンスに関する課題の把握とその拡充に向けた対策の検討を行いました。
- ・監査室は、監査実施計画に基づき、当社の各部門の業務執行ならびに子会社の業務の監査を実施するとともに、監査結果はその都度代表取締役および監査役に報告しております。
- ・監査役会を14回開催し、監査に関する重要な事項を決定するとともに、監査結果等の報告や意見交換等を行いました。また、監査役は、取締役会には監査役全員が、経営推進会議には常勤監査役が出席し、重要な意思決定の過程や業務の執行状況の把握を行うとともに、当社の各部門および子会社への往査を実施しました。加えて、会計監査人と定期的に情報交換を行い、常勤監査役が会計監査人の往査に立ち会うなど、監査の充実に努めました。

II. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

単位：千円（単位未満切捨）

残高及び変動事由	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,019,800	2,025,656	2,766,837	△ 91,147	6,721,145
当期変動額					
剰余金の配当			△ 72,399		△ 72,399
親会社株主に帰属する当期純利益			273,181		273,181
自己株式の取得				△ 18	△ 18
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	200,781	△ 18	200,763
当期末残高	2,019,800	2,025,656	2,967,618	△ 91,165	6,921,909

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	227,703	67,884	295,587	7,016,733
当期変動額				
剰余金の配当				△ 72,399
親会社株主に帰属する当期純利益				273,181
自己株式の取得				△ 18
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 46,646	△ 9,673	△ 56,320	△ 56,320
当期変動額合計	△ 46,646	△ 9,673	△ 56,320	144,442
当期末残高	181,056	58,210	239,267	7,161,176

Ⅲ. 連結計算書類の「連結注記表」

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

Ⅰ. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	ニッコーエクステリア株式会社 株式会社サンキャリー

エヌアイシー株式会社は、2021年4月1日付で当社に吸収合併したため、連結の範囲から除いております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

Ⅱ. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社および関連会社はありません。

Ⅲ. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日とは同一であります。

Ⅳ. 会計方針に関する事項

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

製品・仕掛品…………… 総平均法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価
切下げの方法により算定）

未成工事支出金…………… 個別原価法

商品・原材料…………… 移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価
切下げの方法により算定）

貯蔵品…………… 最終仕入原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価
切下げの方法により算定）

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…… 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	4～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用…… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）の耐用年数は、社内における利用可能期間（5年）であります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金…… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金…… 従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見積額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金…… 役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見積額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループ（当社及び子会社）は、「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(1) 製品及び商品の販売

当社グループの製品及び商品の販売においては、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額により収益を認識しております。

なお、「収益認識適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われており、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) 工事契約に係る収益

当社グループの工事契約に係る収益においては、主に当社製品ならびに商品の据付工事の施工及び引渡しを履行義務としており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識することとしております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、「収益認識適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生連結会計年度に費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定率法により、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりであります。

(1) 当社製品の販売取引に係る収益の認識時点

従来、当社製品の販売取引については一律出荷時に収益を認識しておりましたが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識する方法に変更しております。

(2) 工事契約に係る収益認識

従来、請負工事契約については、物品の引渡しとその設置工事・調整等を単一の履行義務として認識しておりましたが、当社においては、設置工事・調整等は外部業者への外注となることから、物品の引渡しと設置工事・調整等を別個の履行義務として認識することが妥当と判断し、物品の引渡しは通常の商品販売と同様に収益を認識し、設置工事・調整等を請負工事として収益を認識しております。

(3) 販売感謝金(リベート)等に係る収益認識

従来、販売感謝金(リベート)等として顧客に支払われる対価については、販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、当該対価については取引価格から減額する方式に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は 43,430 千円増加、売上原価は 23,542 千円増加、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 22,384 千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

重要な会計上の見積り

景観資材事業における固定資産の減損の判定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	2,592,072 千円
無形固定資産	80,464 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、資産のグルーピングを行い、減損の兆候の有無を把握しております。また、減損の兆候があると判定された資産グループについては、減損の認識の要否判定のために、割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。

当連結会計年度において、景観資材事業について、2期連続の営業損失を計上していることから、固定資産の減損の兆候があると判断しましたが、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。

② 主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定において用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された事業計画等に基づいて算定しております。事業計画における主要な仮定は、将来売上予測、費用発生の将来予測、将来の投資・修繕の予測等です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、翌連結会計年度末までは国内外での感染状況の悪化に伴う事業活動の制約が継続または断続的に発生すると見込んでおります。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

当該見積りは、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、将来事象の予測を含む不確実性を伴うものであるため、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形及び売掛金の内訳

受取手形	1,339,334 千円
売掛金	1,675,185 千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受取手形	50,079 千円
建物及び構築物	381,509 千円
機械装置及び運搬具	266,928 千円
土地	1,389,193 千円
計	2,087,711 千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,323,624 千円
長期借入金	671,376 千円
計	1,995,000 千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 9,336,631 千円

4. 受取手形裏書譲渡高 9,469 千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	3,064,200 株
------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年4月28日 取締役会	普通株式	72,399	25	2021年3月31日	2021年6月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年4月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	72,399	25	2022年3月31日	2022年6月3日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金や設備投資を用途として、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。

なお、デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、借入金は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。短期借入金は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、経営管理部及び事業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適切に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、特定の大口顧客に対するものはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 56,300 千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、並びに短期借入金（ただし、1年内返済予定の長期借入金を除く）は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	410,610	410,610	—
長期借入金	1,072,963	1,072,963	—

（注1）その他有価証券の種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	取得価額	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	124,552	385,003	260,451
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	28,708	25,607	△ 3,101
合計		153,260	410,610	257,349

（注2）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内
長期借入金	401,587	260,124	200,124	156,144	54,984

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	410,610	—	—	410,610

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、並びに短期借入金（ただし、1年内返済予定の長期借入金を除く）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,072,963	—	1,072,963

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

官・民需別に分解した収益の情報は次のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	土木資材事業	景観資材事業	エクステリア事業	
官・民需別				
官需	6,152,432	2,222,527	39,928	8,414,888
民需	1,796,065	435,761	1,122,085	3,353,911
合計	7,948,498	2,658,288	1,162,013	11,768,800

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) IV. 会計方針に関する事項 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客からの契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	2021年4月1日	2022年3月31日
顧客との契約から生じた債権	4,488,363	4,281,469
受取手形及び売掛金	3,441,343	3,014,520
電子記録債権	1,047,020	1,266,948

(注) 契約資産及び契約負債の残高はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は2,708,419千円であり、その内訳は土木資材事業2,256,691千円、景観資材事業315,222千円、エクステリア事業136,504千円であります。

当該残存履行義務については、履行義務の充足につれて今後概ね1年以内に収益を認識することを見込んでおります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,472円80銭
1株当たり当期純利益	94円33銭

IV. 計算書類の「株主資本等変動計算書」

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

単位：千円（単位未満切捨）

残高及び変動事由	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,019,800	505,000	1,511,611	2,016,611
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,019,800	505,000	1,511,611	2,016,611

残高及び変動事由	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,631,521	2,631,521	△ 91,147	6,576,784
当期変動額				
剰余金の配当	△ 72,399	△ 72,399		△ 72,399
当期純利益	296,557	296,557		296,557
自己株式の取得			△ 18	△ 18
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	224,157	224,157	△ 18	224,139
当期末残高	2,855,678	2,855,678	△ 91,165	6,800,924

残高及び変動事由	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	227,703	227,703	6,804,488
当期変動額			
剰余金の配当			△ 72,399
当期純利益			296,557
自己株式の取得			△ 18
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 46,646	△ 46,646	△ 46,646
当期変動額合計	△ 46,646	△ 46,646	177,492
当期末残高	181,056	181,056	6,981,981

V. 計算書類の「個別注記表」

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品…………… 総平均法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価
切下げの方法により算定）

未成工事支出金…………… 個別原価法

商品・原材料…………… 移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価
切下げの方法により算定）

貯蔵品…………… 最終仕入原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価
切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…………… 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械及び装置 7～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用…………… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）の耐用年数は、社内における利用可能期間（5年）
であります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金…………… 従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見積額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金…………… 役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見積額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務費用は、発生事業年度に費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定率法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日。以下「収益認識適用指針」という。)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(1) 製品及び商品の販売

当社の製品及び商品の販売においては、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額により収益を認識しております。

なお、「収益認識適用指針」第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から 1 年以内に行われており、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) 工事契約に係る収益

当社の工事契約に係る収益においては、主に当社製品ならびに商品の据付工事の施工及び引渡しを履行義務としており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識することとしております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、「収益認識適用指針」第 95 項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点については、連結計算書類の注記事項「（会計方針の変更に関する注記） 1. 収益認識に関する会計基準等の適用」の内容と同一であるため、記載を省略しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は47,373千円増加、売上原価は25,503千円増加、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ21,870千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

重要な会計上の見積り

景観資材事業における固定資産の減損の判定

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 2,592,072千円

無形固定資産 80,464千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の注記事項「（会計上の見積りに関する注記） 重要な会計上の見積り」の内容と同一であるため、記載を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受取手形	50,079 千円
建物	335,853 千円
構築物	45,655 千円
機械及び装置	266,928 千円
土地	1,389,193 千円
計	2,087,711 千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,000,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	323,624 千円
長期借入金	671,376 千円
計	1,995,000 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,226,914 千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	339,091 千円
短期金銭債務	435,649 千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	620,322 千円
仕入高	490,381 千円
支払運賃等	942,119 千円
営業取引以外の取引高	30,717 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	168,225 株
------	-----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

固定資産	46,879	千円
賞与引当金	55,193	千円
投資有価証券	22,718	千円
未払事業税	4,857	千円
未払費用	8,675	千円
貸倒引当金	182	千円
その他	2,575	千円
繰延税金資産小計	141,082	千円
評価性引当額	△ 24,990	千円
繰延税金資産合計	116,092	千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	76,292	千円
前払年金費用	41,945	千円
繰延税金負債合計	118,238	千円
繰延税金負債の純額	2,145	千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	積水樹脂株式会社	所有 直接 0.44% 被所有 直接 23.90%	当社製品の販売 同社商品の仕入 役員の兼任2名	コンクリート二次製・商品等の販売	16,169	売掛金	7,150
				合成樹脂製・商品等の購入	232,077	支払手形 買掛金	107,195 20,846

- (注) 1 取引金額は消費税等を含んでおりませんが、残高は消費税等を含んでおります。
 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
 取引については一般の取引と同様に市場価格を参考に、また取引条件については一般の取引と同様な取引条件となっております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ニッコーエクステリア株式会社	所有 直接 100%	当社製品の販売 同社商品の仕入 役員の兼任2名	コンクリート二次製・商品等の販売	603,864	電子記録債権 売掛金	250,411 70,716
				石材・砂利等の商品の仕入	18,861	買掛金	2,199
				配当金の受取	4,500	—	—
	株式会社サンキャリア	所有 直接 100%	当社製品の運送手配及び出荷業務 鉄筋加工品等の仕入 役員の兼任2名	コンクリート二次製・商品等の運送手配	942,119	支払手形 買掛金 未払金	176,293 18,384 108,443
				鉄筋加工品等の仕入	239,442		

- (注) 1 取引金額は消費税等を含んでおりませんが、残高は消費税等を含んでおります。
 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
 取引については一般の取引と同様に市場価格を参考に、また取引条件については一般の取引と同様な取引条件となっております。

3. 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	積水樹脂アセットマネジメント株式会社	なし	資金の借入 役員の兼任1名	資金の借入	200,000	短期借入金	50,000
				利息の支払	282	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

短期借入金の利息は、基準金利(TIBOR) + 0.5%/年を支払っており、受取手形を担保提供しております。

4. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社カネカ	当社役員 の近親者 が100%を 直接保有	当社製品の 外注委託	外注委託	47,185	支払手形	7,985
						買掛金	3,916

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引については一般の取引と同様に市場価格を参考に、また取引条件については一般の取引と同様な取引条件となっております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額…………… 2,410円93銭
1株当たり当期純利益…………… 102円40銭

以上